別紙1



## ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

- 消防法で ① 顧客の本人確認
  - ② 使用目的の確認
  - ③ 販売記録の作成

を行うことが義務づけられています。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。 (緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁

警察庁

本改正に関する詳しい情報は https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/

